

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年10月2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	工具センターの計測器等の校正において、ばね秤の校正外れが認められたため、対応検討	D	
2	3号機	移動式炉内計装系パージ用電磁弁リーク試験において、基準値外れが認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
3	3号機	タービン建屋補機冷却系ポンプ（B）駆動用電動機点検において、ハウジング内径寸法に判定値外れが認められたため、当該電動機を点検・修理	D	
4	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン軸受油フィルタ（A・B）点検において、均圧銅管に変形が認められたため、当該銅管を交換	D	
5	3号機	低圧タービン（C）上半ダイヤフラム浸透探傷検査において、ノズル板及び補強ピン溶接部に、線状指示及びブローホールが認められたため、当該部を修理	D	
6	3号機	低圧タービンロータ（A・B・C）点検において、レーシングワイヤ溶接部に割れが認められたため、当該部を修理	D	
7	3号機	タービン建屋補機冷却系ポンプ（B）点検において、シャフトとカップリング等の間隙値に許容値外れが認められたため、当該部を修理	D	
8	3号機	旧廃棄物地下貯蔵設備建屋地階床面のひびより地下水がしみ出ていることが認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	4号機	原子炉建屋地階の残留熱除去系熱交換器（A）海水入口配管保温材カバーの押え金具（1個所）に破損が認められたため、当該部を修理	D	
10	4号機	原子炉建屋地階の炉心スプレイポンプ（A）室局所空調機用冷却水入口配管保温材に一部損傷が認められたため、当該部を交換	D	
11	5号機	原子炉隔離時冷却系の定例試験終了後に過渡現象記録装置の自動記録の開始が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
12	5号機	空気抽出器第1段蒸気入口圧力計（A）において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
13	6号機	タービン建屋低電導度サンプル（B）液位スイッチ点検において、当該スイッチの高側接断差の測定値に精度外が認められたため、当該スイッチを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	消火栓（タービン建屋地階給水加熱器室北側）元弁にシートパス（1滴／25秒程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	6号機	主タービングランドシール蒸気系蒸化器の補給水水位調整弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	6号機	定検時炉心作業監視装置の点検において、制御棒位置指示装置とのデータ伝送不良が認められたため、当該部を修理	D	
17	6号機	主タービングランドシール蒸気系蒸化器の補給水水位調整弁後弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	集中環境施設	高温焼却炉窒素製造装置空気圧縮機吐出フランジ部にエアリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	集中環境施設	補助ボイラ軽油噴燃ポンプ入ロストレーナ差圧計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該差圧計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで